多摩支部FAX通信

平成２９年４月１０日

(一社)東京都トラック協会多摩支部　　NO. ２２５

平成２９年度「準中型免許取得助成事業」の実施について
（東ト協・全ト協取次の２事業ご案内）

さて、今般、道路交通法の一部を改正する法律により、車両総重量７．５トン未満及び最大積載量４．５トン未満の貨物自動車を運転できる準中型自動車免許が新設され、本年３月１２日に施行されました。

準中型自動車運転免許制度が開始されたことに伴い、３月１２日以降に普通免許を取得した者が運転することができる自動車は、車両総重量３．５トン未満及び最大積載量２トン未満のものに限られることになります。

※３月１１日以前に取得した普通免許については、これまでどおり車両総重量５トン未満及び最大積載量３トン未満の車両を運転することができます。

この改正に伴い、東京都トラック協会及び全日本トラック協会では、運転技能向上による安全対策、優良な労働力の確保・育成を目的とする会員事業者に対して、準中型免許の取得助成事業を実施することといたしました。

つきましては、下記のとおり東ト協及び全ト協で助成事業を実施**（窓口はいずれも東ト協本部（新宿区四谷３－１－８）で実施しますが、それぞれ要件が異なりますのでご注意ください）**いたしますので、会員各位におかれましてはこの機会を活用され、安全及び労働力の確保対策に積極的にお取り組みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

１．事 業 期 間　　平成２９年４月１日～ 平成３０年２月２８日
※上記期間中に助成金申請書を提出したものが対象。
但し、平成２９年３月１２日以降の取得分について、助成要件を満たしている場合には遡って助成対象とします。
※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了とします。
なお、その際は東ト協ホームページ等でお知らせします。

２．助成対象者　　東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者
※東ト協及び全ト協それぞれに要件がございます、必ずご確認下さい。

３．助　成　額　　●全ト協　準中取得　４万円、　５トン限定解除　２万５千円　／１名
（地ト協会員１事業者あたり合計１０万円まで）
●東ト協　５トン限定解除　５千円　／１名（１事業者あたり４名まで）

４．その他詳細事項については、東ト協及び全ト協事業毎の要領等をご確認ください。

詳細は東京都トラック協会のホームページ（http://www.totokyo.or.jp/）より、
右側の「ピックアップ」の下方、「助成（補助）・融資斡旋」をクリックして頂き、
その中の『**「準中型免許取得助成事業」の実施について**』の項目をご確認下さい。
（東ト協の補助と全ト協の補助の2つの項目がございます）
申請書類についてもそちらでダウンロードが可能です。

【問合せ先　・助成金申請書（請求書）の送付先】

〒１６０－０００４　東京都新宿区四谷３－１－８
一般社団法人東京都トラック協会　運行管理部 業務課
ＴＥＬ：０３－３３５９－６２５７（直通）